



夏季休暇期間中における 家畜伝染病の持ち込み防止について

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外への渡航が制限されていますが、夏季休暇期間中は、人や物の往来が活発になると予想されます。アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への渡航は可能な限り自粛し、やむを得ず渡航する場合には、以下の点を留意してください。

海外渡航に当たっての留意事項

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 畜産関連施設に立ち入らない。
- ② 動物との不用意な接触を避ける。
- ③ 肉製品等を日本に持ち帰らない。
- ④ 帰国の際には、到着した空港又は海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受ける。

(2) 帰国後の留意事項

- ① 帰国後一週間は、衛生管理区域に立ち入らない。飼養管理を行う上でやむを得ず立ち入る必要がある場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講ずる。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずる。

また、家畜飼養農場におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守及び家畜伝染病侵入防止体制の再確認をお願いします。